(3)　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報が当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として当該情報を使用するため、刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に従って、当該情報を提供するよう要請する。

第十条

(1)　被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を侵害すると考える場合には、当該支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

(2)　要請当局は、同様の要請が被要請当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。当該要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量に委ねられる。

(3)　被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、当該支援を保留することができる。この場合には、当該被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

(4)　要請された支援が実施されない場合には、要請当局は、適当な時期にその旨を通報されるものとし、また、その要請について支援の実施を延期する理由又は拒否する理由の説明を受ける。当該説明には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。

第十一条

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条

(1)　この協定の実施に要する費用（特に、この協定に基づく情報提供の要請に要する費用及び当該要請に対する作業に要する費用）については、原則として、それぞれの締約国政府が負担する。第七条(3)の規定に従い、被要請当局が実施する支援措置に要請当局の職員が参加する場合には、その参加に要する費用は、両締約国政府が個別の事案において異なる手続に合意する場合を除くほか、当該要請当局が負担する。

(2)　両税関当局は、要請された支援の実施中に当該要請された支援の実施を完了するために特別な性質の費用を要することが明らかとなった場合には、当該要請された支援の実施を継続し得る条件を決定するために協議する。

第十三条

(1)　両締約国政府は、必要に応じ、この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。

(2)　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結される。

第十四条

(1)　両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(2)　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、三箇月前に文書による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、いずれか一方の締約国政府が文書による終了の通告を受領した日の後三箇月で効力を失う。この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。

(3)　両締約国政府は、必要に応じ、この協定を再検討するために会合することができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十一月十九日にベルリンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
中根猛

ドイツ連邦共和国政府のために
シュテファン・シュタインライン
ヴェルナー・ガッツァー

○厚生労働省告示第四百六十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統	ダウ・ケミカル日本株式会社
なたね	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネＤＰ－073496－4	デュポン株式会社
わた	除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタＭＯＮ88701系統	日本モンサント株式会社
α－アミラーゼ	*Bacillus subtilis* ＭＤＴ121株を利用して生産されたα－アミラーゼ	ノボザイムズジャパン株式会社

○厚生労働省告示第四百七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表補助金等の名称の欄中

「医療施設等災害復旧費補助金
医療施設災害対策緊急整備費補助金」

を

「医療施設等災害復旧費補助金」

に、「備費補助金」を「社会福祉施設等施設整備費補助金
年金生活者支援給付金支給準備国民健康保険中央会補助金」

に、「水道水源開発施設整備費補助金
厚生科学研究費補助金」

を

「水道水源開発施設整備費補助金
社会保障・税システム整備事業費補助金」

に、「産業医学助成費補助金
産業保健活動総合支援事業費補助金」

を

「産業医学助成費補助金
身体障害者等福祉対策費補助金」

に、「施設整備費補助金」を「社会福祉施設等施設整備費補助金
番号制度費補助金」